

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県 那珂川市 教育委員会

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>学校保健安全法第24条、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①就学援助申請書の受付 ②申請書の認定作業 ③認定通知、却下通知の送付 ④就学援助費の支払</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①就学援助審査事務において、申請を行う者又は申請者同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報を照会する。 ※就学援助事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助に関する事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条別表第一の27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第二26、87の項 第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教委」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号別表第二38の項 第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教委」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部 学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市教育委員会 教育部 学校教育課 TEL092-953-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市教育委員会 教育部 学校教育課 TEL092-953-2211

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月25日	5. 評価実施機関における 担当部署 ① 部署 ② 所属長	教育部 学校教育課 学校教育課長 古屋 正文	教育部 学校教育課 学校教育課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	那珂川町教育委員会	那珂川市教育委員会	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町 教育委員会	福岡県 那珂川市 教育委員会	事前	
平成30年10月1日	I - 7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那 珂川町教育委員会 教育部 学校教育課 Tel: 092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 教育委員会 教育部 学校教育課 Tel:092- 953-2211	事前	
平成30年10月1日	I - 8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那 珂川町教育委員会 教育部 学校教育課 Tel: 092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 教育委員会 教育部 学校教育課 Tel:092- 953-2211	事前	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年8月31日	I - 4 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和5年12月27日	II - 1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月27日	II - 2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	